

協議事項33

学校園における感染症の感染状況について
学校園における感染症の感染状況について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和5年10月3日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

学校園においてインフルエンザ等の感染が流行している場合は、平時における基本的な感染症対策に加え、感染状況に応じて、効果的な対策を徹底してください。

教委健第 1160 号
令和 5 年 9 月 27 日

校 園 長 各 位

教育委員会事務局
学校保健担当課長

インフルエンザ等の感染拡大防止対策について

市立学校園において、インフルエンザによる学級閉鎖等が増加しています。
学校園においては、あらためて以下の事項に留意し、感染状況に応じた感染拡大防止対策を徹底いただくよう、お願いします。

記

◎感染流行時における感染拡大防止対策

- ・学校園においてインフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染が流行している場合には、平時における基本的な感染症対策に加え、感染状況に応じて、一定期間、以下のような対策を行う。

(1) マスクの取り扱い

- ・学校園において学級閉鎖等が生じている場合に、教職員がマスクを着用する又は必要に応じて児童生徒に着用を促す。ただし、その場合でもマスクの着用を強いることがないようにする。
- ・マスクを着用しない場合でも、咳エチケットの徹底について、あらためて指導する。

(2) 活動場面ごとの対策

①感染リスクが比較的高い学習活動 (※)

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
 - ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。
- ※児童生徒が対面形式となるグループワーク、合唱、調理実習、組み合ったり接触したりする運動など

②学校行事

- ・参加者への手洗いや咳エチケットを推奨する。
- ・アルコール消毒薬を設置する。
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離を確保する。

③給食等の食事をする場面

- ・学校園において学級閉鎖等が生じている場合に、一時的に「机を向かい合わせにしない、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える」こととし、飛沫に気がつけた上で食事を行う。

【留意事項】

- ・学校園において、(1)(2)の対策を行う場合は、「すぐーる」等により必ず保護者に周知すること。
- ・感染拡大防止対策については、学校園における感染状況に応じて適宜見直しを行うこと。

[参考] 市立学校園におけるインフルエンザの感染状況

①令和5年9月1日(金)～25日(月)の感染報告数 2,452人

(コロナ禍前の令和元年12月〔感染報告数4,183人〕に近い状況)

②学級閉鎖・学年閉鎖の状況

	9月15日(金)時点	9月26日(火)時点
インフルエンザ	学級閉鎖10 学年閉鎖1	学級閉鎖48 学年閉鎖3
新型コロナウイルス	学級閉鎖23 学年閉鎖3	学級閉鎖6 学年閉鎖1

担当：教育委員会事務局健康教育課（電話：984-0696）

(すぐーる発信文書 9月28日 午後4時配信)

保護者の皆様

インフルエンザ等の感染拡大防止対策について

市立学校園において、インフルエンザによる学級閉鎖等が増加しています。

お子様が通われている学校園において、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染が流行している場合には、平時における基本的な感染症対策に加え、一定期間、感染状況に応じた対策を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳細は、添付資料をご確認ください。

保護者の皆様

インフルエンザ等の感染拡大防止対策について

◎感染流行時における感染拡大防止対策

- ・お子様が通われている学校園において、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染が流行している場合には、平時における基本的な感染症対策に加え、一定期間、感染状況に応じて以下のような対策を行うことがあります。

(1) マスクの取り扱い

- ・学校園において学級閉鎖等が生じている場合に、教職員がマスクを着用する又は必要に応じて児童生徒に着用を促します。ただし、その場合でもマスクの着用を強いることがないようにします。
- ・マスクを着用しない場合でも、咳エチケットの徹底について、あらためて指導します。

(2) 活動場面ごとの対策

①感染リスクが比較的高い学習活動 (※)

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えます。
- ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保します。

※児童生徒が対面形式となるグループワーク、合唱、調理実習、組み合ったり接触したりする運動など

②学校行事

- ・参加者への手洗いや咳エチケットを推奨します。
- ・アルコール消毒薬を設置します。
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離を確保します。

③給食等の食事をとる場面

- ・学校園において学級閉鎖等が生じている場合に、一時的に「机を向かい合わせにしない、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える」こととし、飛沫に気がつけた上で食事を行います。

ご家庭におかれましても、引き続き健康管理等に気をつけていただき、普段と異なる症状が見られる場合には、無理をせず休養するようにしてください。